4 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱【こども未来局こども家庭課】

(平成8年3月1日付け7川民児第633号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2条)に定める川崎市災害遺児等援護事業基金を運用し、災害遺児等及びその家庭の福祉の増進を図るための事業を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、川崎市災害遺児等福祉手当支給条例(昭和44年川崎市条例11号)に 定める手当の支給要件に該当し、受給者台帳に登載されている児童とする。

(事業)

第3条 基金から生ずる果実及び寄附金収入をもって、次の事業を行うものとする。

(1) 小学校入学児童

5万円相当の祝金品を贈呈

(2) 中学校入学児童

5万円相当の祝金品を贈呈

(3) 中学校卒業児童

10万円相当の祝金品を贈呈

(4) 上記に該当しない児童

1万円相当の祝金品を贈呈

(被贈呈者及び贈呈の時期)

第4条 この事業の被贈呈者及び贈呈の時期は別表によるものとする。

(贈呈の方法)

第5条 贈呈の方法は、郵送又はこれに準ずる方法をもって行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附目

この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

改正

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

改正

この改正要綱は、平成7年4月1日から施行する。

別表

被	贈呈者	DH - 11- Ha
	受給者台帳に登載された日	贈 呈 時 期
第3条第1号、第2号及び4号に該当する児童	当該事由の発生する年度 (以下[当該年度]という。)の前年 度の3月末日まで	当該年度の4月
	当該年度の4月末日まで	当該年度の5月
第3条第3号に該当する 児童	当該年度の2月末日まで	当該年度の3月
	当該年度の3月末日まで	当該年度の翌年度の4月